

# 愛媛県松山市内の水田に認められた 観賞用由来と考えられるメダカ

○中村 有加里・深瀬 徹

(岡山理科大学獣医学部)

---

## はじめに

かつては日本に生息するメダカは1種と考えられていたが、近年、ミナミメダカとキタノメダカの2種に分けられることが報告されている。また、ミナミメダカには9つの地域集団が知られている。したがって、異なる地域集団のメダカを野外に放つことは、遺伝子に攪乱を起こすことになる。一方、メダカは、古くから観賞用に、あるいは生物学や医学における実験用に飼育されており、とくに観賞用には最近、きわめて多数の品種が確立されている。

このたび、われわれは、愛媛県内の水田で観賞用由来と考えられるメダカを採集したので、その状況等を報告したい。

## 事例

2023年7月初旬に、愛媛県松山市内の水田に比較的小型の魚類の生息を認めた。このうちの10個体を採取し、その外貌を観察した結果、形態上の特徴からこれらはメダカであると考えられた。ただし、これらのメダカの体色は、野生色ではなく、黄色やオレンジ色、白色ないしクリーム色、帯青色という様々な色調を呈していた。また、1個体の虹彩は黒色であった。さらに、光沢を示す鱗（一般にラメと称される鱗）を有する個体もみられた。

## 考察

ここで認められたメダカは、その体色から観賞用の個体に由来すると考えられる。近年、メダカは観賞用に広く飼育され、様々な品種が確立されるようになってきている。メダカは一般の家庭においても容易に繁殖させることが可能であるため、観賞用のメダカの繁殖は日常的に行われていると推察する。しかし、こうした繁殖を行った結果、個体数が増えすぎ、飼育が困難になることもあろう。また、観賞魚としての価値が低い個体が生まれることも多いと思われる。そうしたときに、飼育できない、あるいは飼育したくない個体を殺処分せずに、近隣の水系に遺棄することは容易に推測できる。

観賞用由来の個体が野外に遺棄されることは、野生個体との交雑を起こすこともあり、遺伝子の攪乱を生じることになりかねない。観賞用由来の個体は「第3の外来魚」といわれ、メダカについても、多くの地域で観賞用に由来すると考えられる個体の生息が問題視されている。

なお、このたびの事例では、採取したメダカはおそらくは水田に遺棄されたものと思われる。この周辺には野生のメダカの生息がみられないことから、交雑の可能性は低いであろうが、しかし、たとえそうした地域であっても、安易な遺棄は慎むべきであろうと考える。